



7・8月号に引き続き、今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和7年度における沖縄地区の運用状況のうち、取適法及びフリーランス法の運用状況をご紹介します。

## 取適法

令和8年1月に下請法から名称が改められました。中小受託取引の公正化と中小受託事業者の利益保護を目的に、委託事業者の義務と禁止事項を定めています。対象となる取引は事業者の規模要件と取引の内容で定めています。紹介する事例はすべて改正前に行われた行為です。

沖縄地区における  
取適法の運用状況の  
詳細はこちら



# 沖縄で起きた事件と公正取引課の取組を紹介！ ～令和7年度における沖縄地区の取適法及びフリーランス法の運用状況について～

## ●不当な経済上の利益提供要請の禁止

（下請法第4条第2項第3号）

金型等を用いて製造する製品や部品の製造を下請事業者へ委託している（株）YKK AP 沖縄及び琉球YKK AP工業（株）は、部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に金型を自己のために無償で保管させていた。

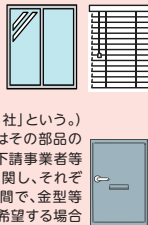
※YKK AP（株）に対する件と同時に勧告・公表しました。

### 発注者 （事業の概要）

- ① YKK AP（株）  
（建材等の製造販売等）
- ②（株）YKK AP 沖縄  
（建材の製造販売等）
- ③ 琉球YKK AP  
工業（株）  
（建材及び工具の製造販売等）

### ●下請取引の内容

建材等の製品又はその部品の製造を委託など



●金型等の管理  
YKK APら（以下「3社」という。）は、建材等の製品又はその部品の製造に用いる3社や下請事業者等が所有する金型等に関し、それぞれの下請事業者との間で、金型等の引取り又は廃棄を希望する場合は申出の上、3社の承諾を得るよう求めるなどしていた。

### 受注者の 受託内容

- ① 建材等又はその部品の製造
- ② 建材の部品の製造
- ③ 建材及び工具並びにその部品等の製造

※①～③は発注者の番号に対応している

### ●違反行為の概要 （不当な経済上の利益の提供要請）

3社は、金型等を用いて製造する製品又はその部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者に対し、右の表のとおり、金型等を無償で保管させた。

| 発注者名       | 受注者数 | 保管させた金型等の数 |
|------------|------|------------|
| YKK AP     | 67名  | 4,997型     |
| YKK AP 沖縄  | 1名   | 1型         |
| 琉球YKK AP工業 | 6名   | 87型        |

※上記型数のうち、YKK APは1,784型を、YKK AP 沖縄は1型を、回収又は廃棄した。  
また、受注者と協議の上、YKK APは総額34,141,025円を、YKK AP 沖縄は77,000円を、琉球YKK AP工業は総額316,043円を、それぞれの下請事業者へ支払済み。

## ●下請代金の 支払遅延の禁止

（下請法第4条第1項第2号）

運転代行業務等を下請事業者へ委託しているA社は、一部の下請事業者に対し、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかった。



## ●下請代金の減額の禁止

（下請法第4条第1項第3号）

システム構築等の業務を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者との協議により単価を引き下げることにし、引下げ後の単価は特定月から適用することを下請事業者との間で合意したにもかかわらず、特定月の前月から引下げ後の単価を適用することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。



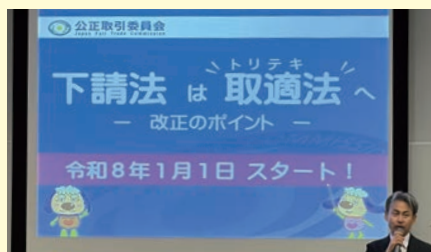
## フリーランス・ 事業者間取引適正化等法 (フリーランス法)

フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることを目的に、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、取引の適正化と就業環境の整備の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

### 沖縄地区における フリーランス法の 運用状況の詳細



なお、今回紹介した取適法とフリーランス法について、より理解を深めていただくために、取適法講習会・フリーランス法説明会を開催する予定です。



最新!

▲昨年度の様子

価格転嫁・取引適正化ルールの説明会  
—取適法・新告示・ガイドラインから  
官公需取引まで丸ごと説明—



### ●取引条件の明示義務違反

(フリーランス法第3条)



建設業を営むC社は、データ収集・分析業務等をフリーランスに委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示事項が記載された書面等を交付又は提供しなかった。

### ●期日における報酬の支払義務違反

(フリーランス法第4条)



道路貨物運送業を営むD社は、商品POPデザイン制作等をフリーランスに委託しているが、フリーランスから請求書が提出されたものについて、請求書提出日を基準に報酬を支払っており、給付を受領した日から起算して60日を超えて報酬を支払うこととなるおそれがあった。

### ●報酬の減額

(フリーランス法第5条)



アクティビティ事業を営むE社は、ウェブ集客管理業務等をフリーランスに委託しているが、フリーランスとの間で書面等によって明確に合意することなく、報酬を支払う際の振込手数料をフリーランスに負担させていた。

### ●買いたたき

(フリーランス法第5条)



観光体験プログラムを提供するF社は、アウトドア体験の指導員業務をフリーランスに委託しているが、フリーランスに支払う報酬額を、フリーランスと協議することなく一方的に決定した。

▶お問合せ先 総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049